

アンデス共同体

決議 632

決議 486 (2000 年) 第 266 条第 2 段落の明確化

2006 年 4 月 6 日署名

目次

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第1条

如何なる加盟国も、そのようにすることを望むときは、決議 486 第 266 条第 2 段落にいう措置の中に、最初に試験データを提出した者の同意なしに当該情報に基づく製品の販売を第三者に許可しない期間の設定を含めることができる。

第2条

加盟国は、保護措置の承認手続のために、試験データ又は他の非開示データについての情報の提示を要求する条件を設定することができる。

第3条

本決議第 1 条に従ってその領域において付与された試験データの保護が国内公衆衛生又は食品の安全を損なっているとある加盟国がみなす場合は、その国の所轄当局は、当該保護を除去し又は停止することができる。

第4条

加盟国は本決議第 1 条に規定する権限の行使について事務総局に通知し、事務総局は当該情報を他の加盟国へ回付する。